

# 福岡県公報

平成 26 年 3 月 28 日  
第 3 5 8 2 号

## 目 次

告 示 (第285号 - 第350号)

○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課) …………… 3
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課) …………… 4
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課) …………… 5
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(保護・援護課) …………… 6
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課) …………… 6
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課) …………… 7
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 14
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 23
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 27
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課) …………… 32
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課) …………… 32
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課) …………… 33
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 34
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 34
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 34
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 34

○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 35
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 35
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 35
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 36
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 36
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 36
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 36
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 37
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 37
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 37
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 37
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 37
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 37
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 38
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 38
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 38
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 39
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 39
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 39
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 39
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 39
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 39
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 39
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 40
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 40
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 40
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 40
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 41
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 41
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 41
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 41
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 41
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 41
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 42

○道路の区域の変更	(道路維持課)	42
○道路の供用の開始	(道路維持課)	42
○道路の区域の変更	(道路維持課)	42
○道路の供用の開始	(道路維持課)	43
○道路の区域の変更	(道路維持課)	43
○道路の供用の開始	(道路維持課)	43
○道路の区域の変更	(道路維持課)	43
○道路の供用の開始	(道路維持課)	44
○道路の区域の変更	(道路維持課)	44
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	44
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	45
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	45
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	45
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	46
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	46
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	47
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	47
<b>公 告</b>		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	47
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	47
○市街地再開発組合の設立の認可	(都市計画課)	50
○土地地区画整理組合の定款の変更の認可	(都市計画課)	50
○基本測量の実施	(県土整備総務課)	50
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	50
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	51
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	51
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	51
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	51
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	52

○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	52
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	52
○行政書士に基づく聴聞の期日における審理の公開	(市町村支援課)	52
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	53
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	53
○土地地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	54
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(林業振興課)	54
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(健康増進課)	54
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	55
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	55
○平成25年度福岡県ふぐ処理師試験の合格者の発表	(保健衛生課)	55
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	55
○意見募集の結果の公示	(建築指導課)	56
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	56
○都市公園の区域の変更	(公園街路課)	56
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	56
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	57

**教育委員会**

○博物館の登録	(教育庁社会教育課)	58
○意見募集の結果の公示	(教育庁教職員課)	58

**公安委員会**

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条 第1項第4号に規定する日及び地域の指定	(警察本部生活保安課)	58
--	-------------	----

**雑 報**

○福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更	(高速道路対策室)	58
○北九州高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更	(高速道路対策室)	59
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	60
○西日本宝くじの発売条件等	(財 政 課)	60

- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………61
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………62
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………62
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………63
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………63
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………64
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………64
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………65
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………66
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………66
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………67
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………67
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………68
- 西日本宝くじの発売条件等 (財 政 課) ……………68

**告 示**

**福岡県告示第285号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
直居134	直方在宅診療所	直方市須崎町 16 - 18 山城ビル2 F	H 26・2・1	訪看・居管・予訪看・予居管
京居130	医療法人うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田 903 - 1	H 26・1・1	居管・予居管

直居135	のぞみ歯科直方	直方市湯野原2丁目1-1 イオンモール直方1 F	H 26・3・1	居管・予居管
田居200	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田 3439 - 1	H 26・1・1	居管・予居管
粕介薬133	サンアイ調剤薬局志免店	糟屋郡志免町志免東3丁目 208 - 1	H 21・12・1	居管・予居管
朝倉居71	サンアイ調剤薬局えびす店	朝倉市持丸 455 - 8	H 26・2・1	居管・予居管
柳居67	サンアイ調剤薬局とよはら店	柳川市大和町豊原 130 - 6	H 26・3・1	居管・予居管
嘉鞍居16	そうごう薬局小竹店	鞍手郡小竹町大字勝野 1159 - 1	H 25・11・1	居管・予居管
宗遠居49	みどりの森調剤薬局	遠賀郡岡垣町海老津2丁目 7 - 5	H 26・2・15	居管・予居管
中居84	友だちファーマシー	中間市中尾1丁目1 - 22	H 26・2・15	居管・予居管
福津居59	アップルハート訪問看護ステーション福津	福津市中央2丁目2 - 1 中尾店舗	H 26・2・1	訪看・予訪看
宰居72	訪問看護ステーションデューン太宰府	大宰府市坂本1丁目3 - 18 グランシャリオ1 F	H 26・3・1	訪看・予訪看
直居138	やすなが訪問看護ステーション	直方市知古1丁目6 - 1	H 26・3・1	訪看・予訪看
田居201	訪問看護ステーションビリーブ	田川市大字伊田 1969 - 2	H 26・2・1	訪看・予訪看
京居131	訪問看護ステーション山桃	築上郡築上町大字東八田 822 - 1	H 26・2・1	訪看・予訪看
直支38	拓ケアプランサービス	直方市大字上頓野 2458 - 5	H 26・2・1	居支
直居137	株式会社拓	直方市大字上頓野 2458 - 5	H 26・2・1	福用・福販・予福用・予福販
飯支96	松口ケアプランセンター	飯塚市楽市 159 - 2	H 26・2・1	居支

田支71	すこやかケアプランサービス	田川市千代町12-26 KMハイツⅧA 201	H 26・2・1	居支
小居43	シマリス小郡	小郡市大保110	H 26・2・1	通介・予通介
糸島地支22	ケプランセンターエールケア	糸島市二丈深江2216-1	H 26・2・1	居支
糸島地居75	ケア・オアシス南風台デイサービス	糸島市南風台7丁目1-8	H 26・2・1	通介・予通介
糸島地居76	ケア・ラポート南風台短期入所生活介護	糸島市南風台7丁目1-8	H 26・2・1	短生・予短生
筑紫地居44	デイサービス華	筑紫郡那珂川町五郎丸1丁目96 ロイヤルシャトーY・M101号	H 26・3・1	通介・予通介
福津居55	訪問介護ステーションかぐや姫と竹取物語	福津市福岡駅東1丁目1-8	H 25・11・1	訪介・予訪介
大川居45	みんなの家ささえあい川ぐち	大川市大字新田185-1	H 26・3・1	小居・予小居
大居228	菅原病院	大牟田市上屋敷町1丁目1-3	H 26・1・1	訪看・訪リ・居管・予訪看・予訪リ・予居管
筑居2	デイサービスセンター芳樹園	筑後市大字鶴田555番地1	H 20・4・1	通介・予通介
柳居25	津留医院デイケアセンター	柳川市大和町豊原130-5	H 25・5・1	通り・予通り

**福岡県告示第286号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合

を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津居50	明日花クリニック福津在宅診療所	福津市福岡駅東1丁目8-13	福津市317番地（福岡駅東地区11街区3-1画地）	H 25・10・7
筑紫介薬40	ポプラ薬局	筑紫野市大字針摺324-5	筑紫野市針摺西1丁目4-10	H 18・2・27
筑紫介訪1	桜台訪問看護ステーション	筑紫野市大字常松456-2	筑紫野市大字永岡976-1	H 18・4・15
大居214	ヘルパーステーションすまいる青葉	大牟田市青葉町104-1	大牟田市青葉町91-43	H 25・12・15
大支72	ケプランセンターすまいる青葉	大牟田青葉町104-1	大牟田市青葉町91-43	H 25・12・15
大居215	デイサービスセンターすまいる青葉	大牟田市青葉町104-1	大牟田市青葉町91-43	H 25・12・15
大川居2	永寿会訪問介護サービス	大川市大字道海島659-3	大川市大字道海島861	H 18・4・1

**福岡県告示第287号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
京介127	うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田 903 - 1	H 25・12・31
直居31	株式会社マサトー	直方市大字上頓野 2458 - 5	H 26・1・31

**福岡県告示第288号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
直居122	直方在宅診療所	直方市須崎町 16 - 18 山城ビル 2 F	H 26・1・31

**福岡県告示第289号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
福津生50	日野皮フ科医院	福津市中央3丁目10-6	H 26・2・1
宰生93	島本脳神経外科医院	太宰府市水城2丁目26-1	H 26・1・1
小生101	小郡アイクリニック	小郡市大保字弓場 110 イオン小郡 1 F	H 26・2・28
直生155	直方在宅診療所	直方市須崎町 16 - 18 山城ビル 2 F	H 26・2・1
京生138	医療法人うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田 903 番地 1	H 26・1・1
行生140	かたおかクリニック	行橋市大字今井 2284 - 1	H 26・3・1
直生歯81	のぞみ歯科直方	直方市湯野原2丁目1番1号イオンモール直方 1 F	H 26・3・1
田生歯90	サミック 歯科クリニック	田川市大字伊田 3439 - 1	H 26・1・1
中生歯51	医療法人恵志会 松岡 歯科医院	中間市中間3丁目16番10号	H 26・1・1
宰生薬46	福神調剤薬局 大佐野 店	太宰府市大佐野2丁目24-26	H 26・3・1
行生薬71	かもめ薬局	行橋市大字今井 2258 - 2	H 26・3・1
福津生訪 3	アップルハート訪問看護ステーション福津	福津市中央2丁目2-1中尾店舗	H 26・2・1
宰生訪 5	訪問看護ステーション デューン太宰府	太宰府市坂本1丁目3-18 グランシャリオ 1 F	H 26・3・1
直生訪 8	やすなが訪問看護ステーション	直方市知古1丁目6番1号	H 26・3・1

**福岡県告示第290号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、

指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名 称	所 在 地	休止年月日
大生歯83	吉村歯科医院	大牟田市一部町 95 - 1	H 26・1・14

2 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
福津生12	日野皮フ科医院	福津市中央3丁目 10 - 6	H 26・1・31
大野生88	髙本脳神経外科医院	大野城市大城3丁目 11 - 18	H 25・12・31
直生152	直方在宅診療所	直方市須崎町 16 - 18 山城ビル 2 F	H 26・1・31
京生127	うえだ内科クリニック	築上郡築上町大字椎田 903 番地 1	H 25・12・31
田生歯87	サミック歯科クリニック	田川市大字伊田 3439 - 1	H 25・12・31
行生歯52	医療法人はなたに歯科医院	行橋市中央3丁目 9 - 1	H 26・1・31

福岡県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
女生114	吉山内科整形外科医院	八女郡広川町大字新代字長瀬 1428 - 146	八女郡広川町大字新代字長瀬 1432 - 14	H 26・1・27
筑紫生歯56	くろかわ歯科医院	筑紫野市二日市中央2丁目 7 - 8	筑紫野市二日市中央2丁目 6 - 10	H 26・2・4
筑紫生薬40	ポプラ薬局	筑紫野市大字針摺 324 - 5	筑紫野市針摺西1丁目 4 - 10	H 18・2・27
筑紫生訪1	桜台訪問看護ステーション	筑紫野市大字常松 456 - 2	筑紫野市大字永岡 976 - 1	H 18・4・15

福岡県告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
飯生柔67	熊谷 光太（こうた整骨院）	飯塚市弁分 128 - 5	H 26・2・1
行生柔29	滝本 祐人（獅子丸整骨院）	行橋市西泉6丁目 1 - 1 コスタ 行橋アミューズ棟 1 F	H 25・11・1
古生柔28	小河 良文（おがわ整骨院）	古賀市美明3丁目 3 - 14	H 26・1・31
南筑後生柔2	馬場 亮（いちじょう整骨院）	八女郡広川町大字一條 774	H 26・2・1
粕生柔98	今林 崇頼（新宮の森整骨院）	糟屋郡新宮町中央駅前1丁目1番 23号グランヴィル新宮上府 205	H 26・2・10

田川生柔 24	深江 一王（整骨院 一 ）	田川郡香春町大字中津原 1029 - 1 宮本店舗B号	H 26・2・28
------------	------------------	--------------------------------	-----------

### 福岡県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生 マ32	樋口 幸子 （訪問マッサー ージ よつ 葉）	筑紫野市原田7丁目2 - 6 C - 101号	筑紫野市原田3丁目17 - 1 102号	H 26・3・1
筑紫生 柔12	二日市 鍼灸 整骨院	筑紫野市大字二日市 658 - 5	筑紫野市二日市中央5 丁目11 - 1	H 14・2・25

### 福岡県告示第294号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
横山川(2)	宗像市山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流

横山川(1)	宗像市山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
平等寺谷(1)	宗像市平等寺及び三郎丸（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
宮ノ尾谷(1)-1	宗像市吉留（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
宮ノ尾谷(1)-2	宗像市吉留（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(5)-3	宗像市吉留（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(5)-2	宗像市吉留（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(5)-1	宗像市吉留（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(4)	宗像市吉留（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(3)-2	宗像市吉留（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(3)-1	宗像市吉留（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(2)	宗像市吉留（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
安ノ倉谷(1)	宗像市吉留（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
平山谷(2)-1	宗像市吉留（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
平山谷(2)-2	宗像市吉留（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
平山谷(1)	宗像市吉留（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
松丸谷(2)	宗像市吉留（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
松丸谷(1)	宗像市武丸及び吉留（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
本谷-1	宗像市朝町（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
本谷-2	宗像市朝町（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流

八幡谷	宗像市朝町（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
昼掛谷(2)	宗像市朝町（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
昼掛谷(3)	宗像市朝町（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
荒堀川(3)	宗像市朝町（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
荒堀川(2)－1	宗像市朝町（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
荒堀川(2)－2	宗像市朝町（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
荒堀川(2)－3	宗像市朝町（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
荒堀川(1)	宗像市朝町（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
譲葉谷	宗像市野坂（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
子下し川(1)	宗像市野坂（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
子下し川(2)	宗像市野坂（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
子下し川(3)	宗像市野坂（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(6)－1	宗像市大穂（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(6)－2	宗像市大穂（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(5)	宗像市大穂（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(4)	宗像市大穂（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(3)	宗像市大穂（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(2)	宗像市大穂（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
大穂川(1)	宗像市大穂（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流

大井(1)	宗像市大井（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
用山(2)	宗像市大井及び用山（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
用山川(5)	宗像市用山（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
用山(8)	宗像市用山（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
用山川(4)－1	宗像市用山（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
用山川(4)－2	宗像市用山（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
用山(3)	宗像市用山及び大井（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
用山(4)	宗像市用山及び大井（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
大井川(3)	宗像市用山（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流
用山(5)	宗像市用山（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
大井川(2)	宗像市用山（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
大井川(1)	宗像市用山（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流
用山(7)	宗像市用山（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流
用山(6)	宗像市用山（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
池浦	宗像市池浦（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池浦－1	宗像市池浦、河東及び樟陽台1丁目（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
池浦－2	宗像市池浦（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
ひかりヶ丘4丁目	宗像市ひかりヶ丘4丁目（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山田	宗像市山田（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊



河東(d)	宗像市河東及び城西ヶ丘2丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
河東(e)	宗像市河東及び稲元（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城西ヶ丘1丁目(b)	宗像市城西ヶ丘1丁目及び稲元（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城西ヶ丘1丁目(a)	宗像市城西ヶ丘1丁目及び稲元7丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城西ヶ丘2丁目(a)	宗像市城西ヶ丘3丁目及び稲元7丁目（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城西ヶ丘6丁目	宗像市城西ヶ丘6丁目及び稲元6丁目（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲元(h)	宗像市稲元4丁目及び城西ヶ丘6丁目（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲元(i)	宗像市稲元4丁目（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(f)	宗像市須恵2丁目（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(d)	宗像市須恵2丁目（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(e)	宗像市須恵1丁目、須恵2丁目及び稲元5丁目（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(h)	宗像市須恵1丁目（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(a)-2	宗像市須恵1丁目（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(a)-1	宗像市須恵1丁目（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須賀浦	宗像市須恵3丁目及び天平台（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(c)	宗像市須恵3丁目（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(i)-1	宗像市須恵（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須恵(i)-2	宗像市須恵（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
くりえいと3丁目(a)	宗像市くりえいと3丁目（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

平等寺(j)-2	宗像市平等寺（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(j)-1	宗像市平等寺（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(d)	宗像市大谷及びくりえいと2丁目（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(e)	宗像市大谷及びくりえいと3丁目（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(b)-2	宗像市大谷及び土穴（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(a)-1	宗像市土穴、泉ヶ丘2丁目、三郎丸及び大谷（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(f)	宗像市大谷及び土穴4丁目（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷-1	宗像市土穴1丁目（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷-2	宗像市土穴1丁目（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西浦-2	宗像市土穴2丁目（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西浦-1	宗像市土穴2丁目（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土穴(b)	宗像市土穴2丁目（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土穴(a)	宗像市土穴2丁目（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土穴(d)-2	宗像市土穴2丁目（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土穴(d)-1	宗像市土穴2丁目（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
土穴(c)	宗像市土穴2丁目（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(b)-1	宗像市大谷及び土穴（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(a)-2	宗像市土穴4丁目及び三郎丸（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大谷(c)	宗像市土穴4丁目及び三郎丸（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

三郎丸(a)-3	宗像市土穴4丁目及び三郎丸3丁目（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三郎丸(a)-1	宗像市土穴4丁目及び三郎丸3丁目（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三郎丸(b)	宗像市三郎丸3丁目及び泉ヶ丘2丁目（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
泉ヶ丘2丁目	宗像市三郎丸3丁目、三郎丸4丁目及び泉ヶ丘2丁目（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
三郎丸(c)	宗像市泉ヶ丘2丁目及び三郎丸（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺(a)-1	宗像市陵巖寺2丁目（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺(a)-3	宗像市陵巖寺2丁目（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺(a)-2	宗像市陵巖寺2丁目（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陵巖寺(f)	宗像市陵巖寺4丁目及び陵巖寺3丁目（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸3丁目(a)	宗像市石丸3丁目（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸2丁目(b)	宗像市石丸2丁目（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸2丁目(a)-2	宗像市石丸2丁目（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸2丁目(a)-1	宗像市石丸2丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸(d)-1	宗像市石丸4丁目（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸(d)-2	宗像市石丸4丁目（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石丸4丁目(a)	宗像市石丸4丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久戸(d)	宗像市石丸4丁目及び武丸（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上善寺(c)	宗像市武丸（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(h)	宗像市武丸（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

武丸(l)	宗像市武丸（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(b)	宗像市武丸（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(m)	宗像市武丸（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(n)	宗像市武丸（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(c)-1	宗像市武丸（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(c)-2	宗像市武丸（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(o)	宗像市武丸（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(p)	宗像市武丸及びアスティ2丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸-1	宗像市武丸（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(i)	宗像市武丸（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(j)	宗像市武丸（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸-2	宗像市武丸（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(q)-1	宗像市武丸（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(q)-2	宗像市武丸（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(s)-2	宗像市武丸（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(r)	宗像市武丸（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(k)-1	宗像市武丸及び富地原（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
武丸(k)-2	宗像市武丸及び富地原（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
安の倉	宗像市吉留（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

中ノ尾	宗像市吉留（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ2丁目(a)	宗像市アスティ2丁目及び富地原（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ2丁目(b)	宗像市アスティ2丁目（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ1丁目(d)	宗像市アスティ1丁目（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ1丁目(c)	宗像市アスティ1丁目及び富地原（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ1丁目(b)	宗像市アスティ1丁目（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ1丁目(a)-1	宗像市アスティ1丁目（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
アスティ1丁目(a)-2	宗像市アスティ1丁目及び富地原（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原-2	宗像市富地原（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原-3	宗像市富地原（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原-1	宗像市富地原及びアスティ1丁目（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(c)	宗像市富地原（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(f)	宗像市富地原（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(e)	宗像市富地原（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(b)	宗像市富地原（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(a)-1	宗像市富地原（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(a)-3	宗像市富地原（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(d)-1	宗像市富地原（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(d)-2	宗像市富地原（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

富地原(d)-3	宗像市富地原（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原	宗像市富地原（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(e)-1	宗像市富地原（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(e)-2	宗像市富地原（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(f)-1	宗像市富地原（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(f)-2	宗像市富地原（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(h)	宗像市富地原（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(i)	宗像市富地原（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑(g)	宗像市富地原（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(j)	宗像市富地原（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(g)-1	宗像市富地原（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(g)-2	宗像市富地原（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富地原(g)-3	宗像市富地原（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目	宗像市名残及び葉山1丁目（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(2)-3	宗像市名残及び葉山1丁目（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(2)-2	宗像市名残及び葉山1丁目（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(2)-1	宗像市名残、葉山1丁目及び葉山2丁目（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(1)	宗像市名残及び葉山2丁目（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目①	宗像市名残（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

葉山2丁目(b)	宗像市名残及び葉山2丁目（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(3)	宗像市名残（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(4)-2	宗像市名残（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村(4)-1	宗像市名残（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残(b)	宗像市名残（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残②	宗像市名残（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残①	宗像市名残（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残(a)	宗像市名残（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残③	宗像市名残（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残(c)	宗像市名残（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
名残(d)	宗像市名残（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井②	宗像市名残（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井(a)	宗像市名残（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井③	宗像市名残（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井④	宗像市名残（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井⑥	宗像市名残（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井⑤	宗像市名残（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井(b)	宗像市名残（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今井①	宗像市名残（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

今井(c)	宗像市名残（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(d)-2	宗像市葉山2丁目（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山2丁目(d)-1	宗像市葉山2丁目（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳重(b)	宗像市徳重（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳重(c)	宗像市徳重（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳重(a)	宗像市徳重1丁目（別紙図面203に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳重①	宗像市徳重1丁目（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(b)	宗像市赤間1丁目及び桜美台（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(k)	宗像市田久6丁目及び桜美台（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(m)	宗像市田久6丁目（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(i)	宗像市田久6丁目（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(g)-2	宗像市田久5丁目（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(g)-1	宗像市田久5丁目（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(f)	宗像市田久5丁目（別紙図面211に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(a)	宗像市田久5丁目（別紙図面212に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(j)	宗像市田久5丁目（別紙図面213に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(l)	宗像市田久5丁目（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(c)	宗像市田久5丁目（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘2丁目(a)	宗像市田久5丁目及び自由ヶ丘2丁目（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

自由ヶ丘2丁目(b)	宗像市自由ヶ丘2丁目（別紙図面217に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘5丁目(1)-2	宗像市自由ヶ丘3丁目及び自由ヶ丘4丁目（別紙図面218に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘5丁目(1)-1	宗像市自由ヶ丘3丁目（別紙図面219に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目(d)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面220に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目(b)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面221に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目(c)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面222に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目①	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面223に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目②	宗像市自由ヶ丘3丁目（別紙図面224に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
葉山1丁目(a)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面225に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘小学校①	宗像市自由ヶ丘4丁目及び自由ヶ丘3丁目（別紙図面226に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘小学校	宗像市自由ヶ丘4丁目及び自由ヶ丘3丁目（別紙図面227に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
配水池	宗像市自由ヶ丘4丁目、自由ヶ丘3丁目、自由ヶ丘8丁目、自由ヶ丘9丁目及び名残（別紙図面228に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目(c)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面229に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目(d)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面230に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目①	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面231に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目-1	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面232に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目-2	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面233に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目(f)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面234に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目(e)-1	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面235に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

自由ヶ丘10丁目(e)-2	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面236に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目(b)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面237に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘10丁目(a)	宗像市自由ヶ丘11丁目及び名残（別紙図面238に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒堀(a)	宗像市自由ヶ丘9丁目及び朝町（別紙図面239に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘	宗像市自由ヶ丘9丁目及び自由ヶ丘11丁目（別紙図面240に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒堀(b)	宗像市朝町（別紙図面241に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
荒堀(c)	宗像市朝町（別紙図面242に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朝町(a)	宗像市朝町（別紙図面243に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘5丁目(2)-1	宗像市自由ヶ丘8丁目（別紙図面244に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘5丁目(2)-2	宗像市自由ヶ丘5丁目（別紙図面245に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
曲(2)	宗像市宮田2丁目（別紙図面246に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
曲(g)	宗像市宮田2丁目（別紙図面247に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘7丁目(b)	宗像市宮田1丁目（別紙図面248に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
曲(1)	宗像市宮田1丁目（別紙図面249に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
曲(e)	宗像市宮田1丁目（別紙図面250に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
自由ヶ丘7丁目(c)	宗像市宮田1丁目及び自由ヶ丘7丁目（別紙図面251に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
曲(b)	宗像市宮田1丁目（別紙図面252に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田久(e)	宗像市田久1丁目（別紙図面253に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
稲元(c)	宗像市稲元1丁目（別紙図面254に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

入免(a)	宗像市野坂（別紙図面255に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
今院c	宗像市野坂（別紙図面256に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-2	宗像市原町（別紙図面257に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-1	宗像市原町（別紙図面258に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原町-3	宗像市原町（別紙図面259に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光丘	宗像市光岡（別紙図面260に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王丸(m)-1	宗像市王丸（別紙図面261に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王丸(m)-2	宗像市王丸（別紙図面262に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王丸(n)	宗像市王丸及び久原（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王丸(l)-1	宗像市王丸（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王丸(l)-2	宗像市王丸（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
王丸(o)	宗像市王丸（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久原-2	宗像市久原（別紙図面267に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
久原-1	宗像市久原及び王丸（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里6丁目	宗像市久原及び日の里6丁目（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里5丁目	宗像市日の里5丁目（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里8丁目(a)	宗像市日の里8丁目及び日の里9丁目（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里8丁目(b)	宗像市日の里8丁目、日の里1丁目及び日の里9丁目（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
村山田(c)	宗像市村山田（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

日の里9丁目(a)	宗像市日の里9丁目（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里1丁目(a)	宗像市日の里1丁目（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里1丁目(b)	宗像市日の里1丁目（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
日の里1丁目(c)	宗像市日の里1丁目（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田熊4丁目	宗像市田熊4丁目（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田熊3丁目	宗像市田熊3丁目（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田熊(d)-1	宗像市田熊6丁目及び三倉（別紙図面280に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田熊(d)-2	宗像市田熊6丁目及び三倉（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田熊5丁目(a)	宗像市田熊5丁目及び平井1丁目（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大井-1	宗像市大井（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大井-2	宗像市大井（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大井-3	宗像市大井（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
用山-1	宗像市用山（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
用山-2	宗像市用山及び大井（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
城山	宗像市武丸、石丸及び赤間文教町（別紙図面288に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第295号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横山川(2)	宗像市山田（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
横山川(1)	宗像市山田（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
平等寺谷(1)	宗像市平等寺及び三郎丸（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
宮ノ尾谷(1)-1	宗像市吉留（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
宮ノ尾谷(1)-2	宗像市吉留（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
安ノ倉谷(5)-3	宗像市吉留（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
安ノ倉谷(5)-2	宗像市吉留（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
安ノ倉谷(5)-1	宗像市吉留（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
安ノ倉谷(4)	宗像市吉留（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
安ノ倉谷(3)-2	宗像市吉留（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
安ノ倉谷(3)-1	宗像市吉留（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
安ノ倉谷(2)	宗像市吉留（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
安ノ倉谷(1)	宗像市吉留（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
平山谷(2)-1	宗像市吉留（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
平山谷(2)-2	宗像市吉留（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり

平山谷(1)	宗像市吉留（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
松丸谷(2)	宗像市吉留（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
松丸谷(1)	宗像市武丸及び吉留（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
本谷-1	宗像市朝町（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
本谷-2	宗像市朝町（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり
八幡谷	宗像市朝町（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
昼掛谷(2)	宗像市朝町（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
昼掛谷(3)	宗像市朝町（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面23に記載する表のとおり
荒堀川(3)	宗像市朝町（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
荒堀川(2)-1	宗像市朝町（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり
荒堀川(2)-2	宗像市朝町（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
荒堀川(2)-3	宗像市朝町（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
荒堀川(1)	宗像市朝町（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
譲葉谷	宗像市野坂（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
子下し川(1)	宗像市野坂（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
子下し川(2)	宗像市野坂（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
子下し川(3)	宗像市野坂（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
大穂川(6)-1	宗像市大穂（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
大穂川(6)-2	宗像市大穂（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり

大穂川(5)	宗像市大穂（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
大穂川(4)	宗像市大穂（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
大穂川(3)	宗像市大穂（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
大穂川(2)	宗像市大穂（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
大穂川(1)	宗像市大穂（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
大井(1)	宗像市大井（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面40に記載する表のとおり
用山(2)	宗像市大井及び用山（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面41に記載する表のとおり
用山川(5)	宗像市用山（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面42に記載する表のとおり
用山(8)	宗像市用山（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面43に記載する表のとおり
用山川(4)-1	宗像市用山（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面44に記載する表のとおり
用山川(4)-2	宗像市用山（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり
用山(3)	宗像市用山及び大井（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
用山(4)	宗像市用山及び大井（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
大井川(3)	宗像市用山（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
用山(5)	宗像市用山（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
大井川(1)	宗像市用山（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
用山(7)	宗像市用山（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面52に記載する表のとおり
用山(6)	宗像市用山（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面53に記載する表のとおり

陵巖寺(e)	宗像市陵巖寺3丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
陵巖寺(d-1)	宗像市陵巖寺4丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
陵巖寺(d-2)	宗像市陵巖寺4丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
陵巖寺(c)	宗像市陵巖寺2丁目（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
三郎丸(d)	宗像市三郎丸（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
三郎丸(e)	宗像市三郎丸（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
池浦	宗像市池浦（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
ひかりヶ丘4丁目	宗像市ひかりヶ丘4丁目（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
山田	宗像市山田（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
河東(d)	宗像市河東及び城西ヶ丘2丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
河東(e)	宗像市河東及び稲元（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
城西ヶ丘1丁目(b)	宗像市城西ヶ丘1丁目及び稲元（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
城西ヶ丘1丁目(a)	宗像市城西ヶ丘1丁目及び稲元7丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
城西ヶ丘2丁目(a)	宗像市城西ヶ丘3丁目及び稲元7丁目（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり



稲元(h)	宗像市稲元4丁目及び城西ヶ丘6丁目(別紙図面71に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
稲元(i)	宗像市稲元4丁目(別紙図面72に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
須恵(f)	宗像市須恵2丁目(別紙図面73に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
須恵(e)	宗像市須恵1丁目、須恵2丁目及び稲元5丁目(別紙図面75に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
須恵(a)-2	宗像市須恵1丁目(別紙図面77に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
須恵(a)-1	宗像市須恵1丁目(別紙図面78に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
須賀浦	宗像市須恵3丁目及び天平台(別紙図面79に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
須恵(c)	宗像市須恵3丁目(別紙図面80に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり
須恵(i)-1	宗像市須恵(別紙図面81に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
須恵(i)-2	宗像市須恵(別紙図面82に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
平等寺(j)-2	宗像市平等寺(別紙図面84に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
平等寺(j)-1	宗像市平等寺(別紙図面85に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
大谷(e)	宗像市大谷及びくりえいと3丁目(別紙図面87に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
大谷(b)-2	宗像市大谷及び土穴(別紙図面88に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
大谷(a)-1	宗像市土穴、泉ヶ丘2丁目、三郎丸及び大谷(別紙図面89に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり

大谷(f)	宗像市大谷及び土穴4丁目(別紙図面90に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
西浦-2	宗像市土穴2丁目(別紙図面93に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
西浦-1	宗像市土穴2丁目(別紙図面94に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
土穴(b)	宗像市土穴2丁目(別紙図面95に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり
土穴(a)	宗像市土穴2丁目(別紙図面96に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
土穴(d)-2	宗像市土穴2丁目(別紙図面97に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
土穴(d)-1	宗像市土穴2丁目(別紙図面98に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
土穴(c)	宗像市土穴2丁目(別紙図面99に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
大谷(c)	宗像市土穴4丁目及び三郎丸(別紙図面102に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
三郎丸(a)-3	宗像市土穴4丁目及び三郎丸3丁目(別紙図面103に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
三郎丸(a)-1	宗像市土穴4丁目及び三郎丸3丁目(別紙図面104に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
三郎丸(b)	宗像市三郎丸3丁目及び泉ヶ丘2丁目(別紙図面105に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
泉ヶ丘2丁目	宗像市三郎丸3丁目、三郎丸4丁目及び泉ヶ丘2丁目(別紙図面106に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
陵巖寺(a)-1	宗像市陵巖寺2丁目(別紙図面108に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり
陵巖寺(a)-2	宗像市陵巖寺2丁目(別紙図面110に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり

陵厳寺(f)	宗像市陵厳寺4丁目及び陵厳寺3丁目（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
石丸3丁目(a)	宗像市石丸3丁目（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
石丸2丁目(a)-1	宗像市石丸2丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
石丸(d)-1	宗像市石丸4丁目（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
石丸(d)-2	宗像市石丸4丁目（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
石丸4丁目(a)	宗像市石丸4丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
久戸(d)	宗像市石丸4丁目及び武丸（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
上善寺(c)	宗像市武丸（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
武丸(l)	宗像市武丸（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり
武丸(b)	宗像市武丸（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面123に記載する表のとおり
武丸(m)	宗像市武丸（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
武丸(n)	宗像市武丸（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面125に記載する表のとおり
武丸(c)-1	宗像市武丸（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
武丸(c)-2	宗像市武丸（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
武丸(o)	宗像市武丸（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり

武丸(p)	宗像市武丸及びアスティ2丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
武丸-1	宗像市武丸（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
武丸(i)	宗像市武丸（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
武丸(j)	宗像市武丸（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面132に記載する表のとおり
武丸-2	宗像市武丸（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
武丸(q)-1	宗像市武丸（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
武丸(q)-2	宗像市武丸（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり
武丸(s)-2	宗像市武丸（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
武丸(r)	宗像市武丸（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記載する表のとおり
武丸(k)-2	宗像市武丸及び富地原（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記載する表のとおり
安の倉	宗像市吉留（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
中ノ尾	宗像市吉留（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり
アスティ2丁目(a)	宗像市アスティ2丁目及び富地原（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記載する表のとおり
アスティ1丁目(d)	宗像市アスティ1丁目（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
アスティ1丁目(c)	宗像市アスティ1丁目及び富地原（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
アスティ1丁目(b)	宗像市アスティ1丁目（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり

アスティ1丁目 (a)-2	宗像市アスティ1丁目及び 富地原（別紙図面148に示 す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記 載する表のとおり
富地原-2	宗像市富地原（別紙図面 149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記 載する表のとおり
富地原-3	宗像市富地原（別紙図面 150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記 載する表のとおり
富地原-1	宗像市富地原及びアスティ 1丁目（別紙図面151に示 す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面151に記 載する表のとおり
富地原(c)	宗像市富地原（別紙図面 152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記 載する表のとおり
富地原(f)	宗像市富地原（別紙図面 153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記 載する表のとおり
富地原(e)	宗像市富地原（別紙図面 154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記 載する表のとおり
富地原(b)	宗像市富地原（別紙図面 155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記 載する表のとおり
富地原(a)-1	宗像市富地原（別紙図面 156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記 載する表のとおり
富地原(a)-3	宗像市富地原（別紙図面 157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記 載する表のとおり
富地原(d)-1	宗像市富地原（別紙図面 158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記 載する表のとおり
富地原(d)-2	宗像市富地原（別紙図面 159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記 載する表のとおり
富地原(d)-3	宗像市富地原（別紙図面 160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記 載する表のとおり
富地原	宗像市富地原（別紙図面 161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記 載する表のとおり
畑(e)-1	宗像市富地原（別紙図面 162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記 載する表のとおり
畑(e)-2	宗像市富地原（別紙図面 163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記 載する表のとおり
畑(f)-1	宗像市富地原（別紙図面 164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面164に記 載する表のとおり
畑(f)-2	宗像市富地原（別紙図面 165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面165に記 載する表のとおり

富地原(h)	宗像市富地原（別紙図面 166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記 載する表のとおり
富地原(i)	宗像市富地原（別紙図面 167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面167に記 載する表のとおり
畑(g)	宗像市富地原（別紙図面 168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面168に記 載する表のとおり
富地原(j)	宗像市富地原（別紙図面 169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面169に記 載する表のとおり
富地原(g)-1	宗像市富地原（別紙図面 170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面170に記 載する表のとおり
富地原(g)-2	宗像市富地原（別紙図面 171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面171に記 載する表のとおり
富地原(g)-3	宗像市富地原（別紙図面 172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面172に記 載する表のとおり
葉山1丁目	宗像市名残及び葉山1丁目 （別紙図面173に示す区域 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面173に記 載する表のとおり
葉山2丁目(2)- 3	宗像市名残及び葉山1丁目 （別紙図面174に示す区域 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面174に記 載する表のとおり
葉山2丁目(2)- 2	宗像市名残及び葉山1丁目 （別紙図面175に示す区域 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面175に記 載する表のとおり
葉山2丁目(2)- 1	宗像市名残、葉山1丁目及 び葉山2丁目（別紙図面 176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面176に記 載する表のとおり
葉山2丁目(1)	宗像市名残及び葉山2丁目 （別紙図面177に示す区域 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面177に記 載する表のとおり
葉山2丁目①	宗像市名残（別紙図面178 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面178に記 載する表のとおり
葉山2丁目(b)	宗像市名残及び葉山2丁目 （別紙図面179に示す区域 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面179に記 載する表のとおり
葉山2丁目(3)	宗像市名残（別紙図面180 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面180に記 載する表のとおり
本村(4)-2	宗像市名残（別紙図面181 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面181に記 載する表のとおり

本村(4)-1	宗像市名残（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面182に記載する表のとおり
名残(b)	宗像市名残（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面183に記載する表のとおり
名残②	宗像市名残（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面184に記載する表のとおり
名残①	宗像市名残（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面185に記載する表のとおり
名残(a)	宗像市名残（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面186に記載する表のとおり
名残③	宗像市名残（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面187に記載する表のとおり
名残(c)	宗像市名残（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面188に記載する表のとおり
名残(d)	宗像市名残（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面189に記載する表のとおり
今井②	宗像市名残（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面190に記載する表のとおり
今井(a)	宗像市名残（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面191に記載する表のとおり
今井③	宗像市名残（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面192に記載する表のとおり
今井④	宗像市名残（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面193に記載する表のとおり
今井⑥	宗像市名残（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面194に記載する表のとおり
今井⑤	宗像市名残（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面195に記載する表のとおり
今井(b)	宗像市名残（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面196に記載する表のとおり
今井①	宗像市名残（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面197に記載する表のとおり
今井(c)	宗像市名残（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面198に記載する表のとおり
葉山2丁目(d)-2	宗像市葉山2丁目（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面199に記載する表のとおり

葉山2丁目(d)-1	宗像市葉山2丁目（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面200に記載する表のとおり
徳重(b)	宗像市徳重（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面201に記載する表のとおり
徳重(c)	宗像市徳重（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面202に記載する表のとおり
徳重①	宗像市徳重1丁目（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面204に記載する表のとおり
田久(b)	宗像市赤間1丁目及び桜美台（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面205に記載する表のとおり
田久(m)	宗像市田久6丁目（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面207に記載する表のとおり
田久(i)	宗像市田久6丁目（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面208に記載する表のとおり
田久(g)-2	宗像市田久5丁目（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面209に記載する表のとおり
田久(g)-1	宗像市田久5丁目（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面210に記載する表のとおり
田久(f)	宗像市田久5丁目（別紙図面211に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面211に記載する表のとおり
田久(a)	宗像市田久5丁目（別紙図面212に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面212に記載する表のとおり
田久(j)	宗像市田久5丁目（別紙図面213に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面213に記載する表のとおり
田久(l)	宗像市田久5丁目（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面214に記載する表のとおり
田久(c)	宗像市田久5丁目（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面215に記載する表のとおり

自由ヶ丘2丁目 (a)	宗像市田久5丁目及び自由ヶ丘2丁目（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面216に記載する表のとおり
自由ヶ丘5丁目 (1)-2	宗像市自由ヶ丘3丁目及び自由ヶ丘4丁目（別紙図面218に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面218に記載する表のとおり
自由ヶ丘5丁目 (1)-1	宗像市自由ヶ丘3丁目（別紙図面219に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面219に記載する表のとおり
葉山1丁目(d)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面220に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面220に記載する表のとおり
葉山1丁目(b)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面221に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面221に記載する表のとおり
葉山1丁目(c)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面222に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面222に記載する表のとおり
葉山1丁目①	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面223に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面223に記載する表のとおり
葉山1丁目②	宗像市自由ヶ丘3丁目（別紙図面224に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面224に記載する表のとおり
葉山1丁目(a)	宗像市自由ヶ丘3丁目及び葉山1丁目（別紙図面225に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面225に記載する表のとおり
自由ヶ丘小学校 ①	宗像市自由ヶ丘4丁目及び自由ヶ丘3丁目（別紙図面226に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面226に記載する表のとおり
自由ヶ丘小学校	宗像市自由ヶ丘4丁目及び自由ヶ丘3丁目（別紙図面227に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面227に記載する表のとおり
配水池	宗像市自由ヶ丘4丁目、自由ヶ丘3丁目、自由ヶ丘8丁目、自由ヶ丘9丁目及び名残（別紙図面228に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面228に記載する表のとおり

自由ヶ丘10丁目 (c)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面229に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面229に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 (d)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面230に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面230に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 ①	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面231に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面231に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 -1	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面232に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面232に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 (f)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面234に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面234に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 (e)-1	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面235に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面235に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 (e)-2	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面236に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面236に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 (b)	宗像市自由ヶ丘10丁目及び名残（別紙図面237に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面237に記載する表のとおり
自由ヶ丘10丁目 (a)	宗像市自由ヶ丘11丁目及び名残（別紙図面238に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面238に記載する表のとおり
荒堀(a)	宗像市自由ヶ丘9丁目及び朝町（別紙図面239に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面239に記載する表のとおり
自由ヶ丘	宗像市自由ヶ丘9丁目及び自由ヶ丘11丁目（別紙図面240に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面240に記載する表のとおり
荒堀(b)	宗像市朝町（別紙図面241に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面241に記載する表のとおり
荒堀(c)	宗像市朝町（別紙図面242に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面242に記載する表のとおり
朝町(a)	宗像市朝町（別紙図面243に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面243に記載する表のとおり

自由ヶ丘5丁目 (2)-2	宗像市自由ヶ丘5丁目（別紙図面245に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面245に記載する表のとおり
曲(2)	宗像市宮田2丁目（別紙図面246に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面246に記載する表のとおり
曲(g)	宗像市宮田2丁目（別紙図面247に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面247に記載する表のとおり
自由ヶ丘7丁目 (b)	宗像市宮田1丁目（別紙図面248に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面248に記載する表のとおり
曲(1)	宗像市宮田1丁目（別紙図面249に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面249に記載する表のとおり
曲(e)	宗像市宮田1丁目（別紙図面250に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面250に記載する表のとおり
自由ヶ丘7丁目 (c)	宗像市宮田1丁目及び自由ヶ丘7丁目（別紙図面251に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面251に記載する表のとおり
曲(b)	宗像市宮田1丁目（別紙図面252に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面252に記載する表のとおり
田久(e)	宗像市田久1丁目（別紙図面253に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面253に記載する表のとおり
稲元(c)	宗像市稲元1丁目（別紙図面254に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面254に記載する表のとおり
入免(a)	宗像市野坂（別紙図面255に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面255に記載する表のとおり
今院 c	宗像市野坂（別紙図面256に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面256に記載する表のとおり
原町-1	宗像市原町（別紙図面258に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面258に記載する表のとおり
王丸(m)-1	宗像市王丸（別紙図面261に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面261に記載する表のとおり

王丸(m)-2	宗像市王丸（別紙図面262に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面262に記載する表のとおり
王丸(n)	宗像市王丸及び久原（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面263に記載する表のとおり
王丸(1)-1	宗像市王丸（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面264に記載する表のとおり
王丸(1)-2	宗像市王丸（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面265に記載する表のとおり
王丸(o)	宗像市王丸（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面266に記載する表のとおり
久原-1	宗像市久原及び王丸（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面268に記載する表のとおり
日の里6丁目	宗像市久原及び日の里6丁目（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面269に記載する表のとおり
村山田(c)	宗像市村山田（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面273に記載する表のとおり
日の里9丁目(a)	宗像市日の里9丁目（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面274に記載する表のとおり
日の里1丁目(a)	宗像市日の里1丁目（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面275に記載する表のとおり
日の里1丁目(c)	宗像市日の里1丁目（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面277に記載する表のとおり
田熊4丁目	宗像市田熊4丁目（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面278に記載する表のとおり
田熊3丁目	宗像市田熊3丁目（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面279に記載する表のとおり
田熊(d)-2	宗像市田熊6丁目及び三倉（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面281に記載する表のとおり

田熊5丁目(a)	宗像市田熊5丁目及び平井1丁目（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面282に記載する表のとおり
大井-1	宗像市大井（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面283に記載する表のとおり
大井-2	宗像市大井（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面284に記載する表のとおり
大井-3	宗像市大井（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面285に記載する表のとおり
用山-2	宗像市用山及び大井（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面287に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第296号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大江谷	筑紫野市大字山家（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
片宗谷	筑紫野市大字山家（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
本谷	筑紫野市大字山家（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
桃谷	筑紫野市大字山家（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
芋ヶ谷	筑紫野市大字天山及び大字阿志岐（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
檀徒沢	筑紫野市大字天山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流

城山谷	筑紫野市大字萩原及び大字筑紫（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
萩原沢(3)	筑紫野市大字萩原（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
宝珠川-1	筑紫野市大字原田（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
宝珠川-2	筑紫野市大字原田（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
高原川	筑紫野市大字原田（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
上村沢(1)	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
中野谷	筑紫野市大字平等寺（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
下村谷(1)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
下村谷(2)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
権現谷	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
上村沢(2)	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
梅ヶ谷-2	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
梅ヶ谷-1	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
袖須原(d)	筑紫野市大字袖須原及び大字山家（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
袖須原(c)	筑紫野市大字袖須原及び大字山家（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(c)	筑紫野市大字袖須原（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(d)	筑紫野市大字袖須原及び大字山家（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(7)	筑紫野市大字袖須原及び大字山家（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(8)	筑紫野市大字袖須原（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

香園(5)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(6)	筑紫野市大字柚須原及び大字山家（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柚須原(2)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(e)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(4)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(2)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(1)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(b)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(3)	筑紫野市大字柚須原及び大字本道寺（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(10)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(12)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(11)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(13)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(14)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(f)-1	筑紫野市大字柚須原（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(9)	筑紫野市大字柚須原及び大字本道寺（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
香園(f)-2	筑紫野市大字柚須原及び大字本道寺（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柚須原(1)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柚須原(3)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

山家(7)	筑紫野市大字山家（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(6)	筑紫野市大字山家（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(k)	筑紫野市大字山家（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(8)	筑紫野市大字山家（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(11)	筑紫野市大字山家（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(12)	筑紫野市大字山家（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(1)	筑紫野市大字山家（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(13)	筑紫野市大字山家（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(m)	筑紫野市大字山家（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(10)	筑紫野市大字山家（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(9)	筑紫野市大字山家（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家	筑紫野市大字山家（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(3)	筑紫野市大字山家（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(5)	筑紫野市大字山家（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(4)	筑紫野市大字山家（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(j)	筑紫野市大字山家（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(2)	筑紫野市大字山家（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉野	筑紫野市大字山家（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山家(1)	筑紫野市大字山家（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊



永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(a)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(1)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫	筑紫野市大字筑紫（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(b)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
筑紫(d)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若江(a)	筑紫野市大字若江（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
光が丘	筑紫野市光が丘2丁目（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
美しが丘(1)	筑紫野市美しが丘北3丁目及び大字原田（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
美しが丘	筑紫野市美しが丘北3丁目及び大字原田（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原田(1)	筑紫野市大字原田及び美しが丘北4丁目（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(q)	筑紫野市大字山口及び大字古賀（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(6)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(6)-1	筑紫野市大字山口（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(s)	筑紫野市大字山口（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(r)-1	筑紫野市大字山口（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(r)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(1)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(4)	筑紫野市大字山口（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

山口(p)	筑紫野市大字山口（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(t)	筑紫野市大字山口（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(5)-1	筑紫野市大字山口（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山口(5)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(10)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(11)	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(8)	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(7)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(6)-1	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(6)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(1)-1	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(2)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(f)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(4)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(3)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(c)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(m)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(1)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(k)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

平等寺(b)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(b)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(5)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(e)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(e)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(d)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(a)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(a)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(j)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(j)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(i)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(h)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
平等寺(9)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天拝坂(6)	筑紫野市天拝坂1丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天拝坂(3)	筑紫野市天拝坂3丁目（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天拝坂(2)	筑紫野市天拝坂3丁目（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天拝坂(1)-2	筑紫野市天拝坂3丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天拝坂(1)-1	筑紫野市天拝坂2丁目及び3丁目（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
天拝坂(5)	筑紫野市塔原西2丁目及び天拝坂1丁目（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

天拝坂(4)	筑紫野市天拝坂5丁目及び6丁目（別紙図面121に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
峯畑	筑紫野市二日市北1丁目（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北(1)	筑紫野市二日市北1丁目（別紙図面123に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
松ヶ浦	筑紫野市二日市北4丁目（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
陣尾	筑紫野市二日市北5丁目（別紙図面125に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北-1	筑紫野市二日市北3丁目（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北-2	筑紫野市二日市北3丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北(2)	筑紫野市二日市北6丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北・紫-5	筑紫野市二日市北8丁目及び紫3丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北・紫-4	筑紫野市二日市北8丁目及び紫3丁目（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北・紫-2	筑紫野市紫3丁目（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
二日市北・紫-1	筑紫野市紫3丁目（別紙図面132に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉木(f)-2	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉木(f)-1	筑紫野市大字阿志岐及び大字吉木（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
阿志岐(6)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
阿志岐(4)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
阿志岐(5)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
阿志岐(f)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
阿志岐(2)	筑紫野市大字阿志岐、太宰府市高雄3丁目及び石穴（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

阿志岐(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(3)	筑紫野市大字原（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(h)	筑紫野市大字原（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(2)	筑紫野市大字原（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(1)	筑紫野市大字原及び大字吉木（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
阿志岐(3)	筑紫野市大字吉木（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
吉木(1)	筑紫野市大字吉木及び大字大石（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大石(1)	筑紫野市大字大石（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大石(h)	筑紫野市大字大石（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本道寺(2)	筑紫野市大字本道寺（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本道寺(3)	筑紫野市大字本道寺（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本道寺(1)	筑紫野市大字本道寺（別紙図面151に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
柚須原	筑紫野市大字柚須原（別紙図面152に示す区域のとおり）	地滑り
香園	筑紫野市大字柚須原（別紙図面153に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大江谷	筑紫野市大字山家（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
片宗谷	筑紫野市大字山家（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
本谷	筑紫野市大字山家（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
桃谷	筑紫野市大字山家（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
芋ヶ谷	筑紫野市大字天山及び大字阿志岐（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
檀徒沢	筑紫野市大字天山（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
城山谷	筑紫野市大字萩原及び大字筑紫（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
萩原沢(3)	筑紫野市大字萩原（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
宝珠川-1	筑紫野市大字原田（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
宝珠川-2	筑紫野市大字原田（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
高原川	筑紫野市大字原田（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
上村沢(1)	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
中野谷	筑紫野市大字平等寺（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
下村谷(1)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり

権現谷	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
上村沢(2)	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
梅ヶ谷-2	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
梅ヶ谷-1	筑紫野市大字山口及び大字平等寺（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
柚須原(d)	筑紫野市大字柚須原及び大字山家（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
柚須原(c)	筑紫野市大字柚須原及び大字山家（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
香園(c)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
香園(d)	筑紫野市大字柚須原及び大字山家（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
香園(7)	筑紫野市大字柚須原及び大字山家（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
香園(8)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
香園(5)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
香園(6)	筑紫野市大字柚須原及び大字山家（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり
柚須原(2)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面28に記載する表のとおり

香園(e)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
香園(4)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
香園(2)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
香園(1)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
香園(b)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
香園(3)	筑紫野市大字柚須原及び大字本道寺（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
香園(10)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
香園(12)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
香園(11)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
香園(13)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
香園(14)	筑紫野市大字柚須原（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面39に記載する表のとおり
香園(f)-1	筑紫野市大字柚須原（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
香園(9)	筑紫野市大字柚須原及び大字本道寺（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり

香園(f)-2	筑紫野市大字袖須原及び大字本道寺（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
袖須原(1)	筑紫野市大字袖須原（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
袖須原(3)	筑紫野市大字袖須原（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
山家(7)	筑紫野市大字山家（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
山家(6)	筑紫野市大字山家（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
山家(k)	筑紫野市大字山家（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
山家(8)	筑紫野市大字山家（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
山家(11)	筑紫野市大字山家（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
山家(12)	筑紫野市大字山家（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
山家(1)	筑紫野市大字山家（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
山家(13)	筑紫野市大字山家（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
山家(m)	筑紫野市大字山家（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
山家(10)	筑紫野市大字山家（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
山家(9)	筑紫野市大字山家（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
山家	筑紫野市大字山家（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面56に記載する表のとおり
山家(3)	筑紫野市大字山家（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり
山家(5)	筑紫野市大字山家（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
山家(4)	筑紫野市大字山家（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり

山家(j)	筑紫野市大字山家（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
山家(2)	筑紫野市大字山家（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
吉野	筑紫野市大字山家（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
山家(1)	筑紫野市大字山家（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
永岡(b)	筑紫野市大字永岡（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
筑紫(a)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
筑紫(1)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
筑紫	筑紫野市大字筑紫（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
筑紫(b)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
筑紫(d)	筑紫野市大字筑紫（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
若江(a)	筑紫野市大字若江（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり
原田(1)	筑紫野市大字原田及び美しが丘北4丁目（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
山口(q)	筑紫野市大字山口及び大字古賀（別紙図面75に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面75に記載する表のとおり
山口(6)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
山口(6)-1	筑紫野市大字山口（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
山口(s)	筑紫野市大字山口（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
山口(r)-1	筑紫野市大字山口（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
山口(r)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり

平等寺(1)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面81に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面81に記載する表のとおり
山口(4)	筑紫野市大字山口（別紙図面82に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面82に記載する表のとおり
山口(p)	筑紫野市大字山口（別紙図面83に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面83に記載する表のとおり
山口(t)	筑紫野市大字山口（別紙図面84に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面84に記載する表のとおり
山口(5)-1	筑紫野市大字山口（別紙図面85に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面85に記載する表のとおり
山口(5)-2	筑紫野市大字山口（別紙図面86に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面86に記載する表のとおり
平等寺(10)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面87に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面87に記載する表のとおり
平等寺(11)	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面88に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面88に記載する表のとおり
平等寺(8)	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面89に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面89に記載する表のとおり
平等寺(7)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面90に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面90に記載する表のとおり
平等寺(6)-1	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面91に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面91に記載する表のとおり
平等寺(6)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面92に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面92に記載する表のとおり
平等寺(1)-1	筑紫野市大字平等寺及び大字山口（別紙図面93に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面93に記載する表のとおり
平等寺(2)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面94に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面94に記載する表のとおり
平等寺(f)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面95に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面95に記載する表のとおり

平等寺(4)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面96に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面96に記載する表のとおり
平等寺(3)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面97に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面97に記載する表のとおり
平等寺(c)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面98に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面98に記載する表のとおり
平等寺(m)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面99に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面99に記載する表のとおり
平等寺(1)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面100に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面100に記載する表のとおり
平等寺(k)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面101に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面101に記載する表のとおり
平等寺(b)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面102に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面102に記載する表のとおり
平等寺(b)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面103に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面103に記載する表のとおり
平等寺(5)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面104に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面104に記載する表のとおり
平等寺(e)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面105に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面105に記載する表のとおり
平等寺(e)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面106に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面106に記載する表のとおり
平等寺(d)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面107に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面107に記載する表のとおり
平等寺(a)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面108に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面108に記載する表のとおり

平等寺(a)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面109に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面109に記載する表のとおり
平等寺(j)-1	筑紫野市大字平等寺（別紙図面110に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面110に記載する表のとおり
平等寺(j)-2	筑紫野市大字平等寺（別紙図面111に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面111に記載する表のとおり
平等寺(i)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面112に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面112に記載する表のとおり
平等寺(h)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面113に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面113に記載する表のとおり
平等寺(9)	筑紫野市大字平等寺（別紙図面114に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面114に記載する表のとおり
天拝坂(6)	筑紫野市天拝坂1丁目（別紙図面115に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面115に記載する表のとおり
天拝坂(3)	筑紫野市天拝坂3丁目（別紙図面116に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面116に記載する表のとおり
天拝坂(2)	筑紫野市天拝坂3丁目（別紙図面117に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面117に記載する表のとおり
天拝坂(1)-2	筑紫野市天拝坂3丁目（別紙図面118に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面118に記載する表のとおり
天拝坂(1)-1	筑紫野市天拝坂2丁目及び3丁目（別紙図面119に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面119に記載する表のとおり
天拝坂(5)	筑紫野市塔原西2丁目及び天拝坂1丁目（別紙図面120に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面120に記載する表のとおり
峯畑	筑紫野市二日市北1丁目（別紙図面122に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面122に記載する表のとおり

松ヶ浦	筑紫野市二日市北4丁目（別紙図面124に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面124に記載する表のとおり
二日市北-1	筑紫野市二日市北3丁目（別紙図面126に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面126に記載する表のとおり
二日市北-2	筑紫野市二日市北3丁目（別紙図面127に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面127に記載する表のとおり
二日市北(2)	筑紫野市二日市北6丁目（別紙図面128に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面128に記載する表のとおり
二日市北・紫-5	筑紫野市二日市北8丁目及び紫3丁目（別紙図面129に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面129に記載する表のとおり
二日市北・紫-4	筑紫野市二日市北8丁目及び紫3丁目（別紙図面130に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面130に記載する表のとおり
二日市北・紫-2	筑紫野市紫3丁目（別紙図面131に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面131に記載する表のとおり
吉木(f)-2	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面133に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面133に記載する表のとおり
吉木(f)-1	筑紫野市大字阿志岐及び大字吉木（別紙図面134に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面134に記載する表のとおり
阿志岐(6)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面135に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面135に記載する表のとおり
阿志岐(4)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面136に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面136に記載する表のとおり
阿志岐(5)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面137に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面137に記載する表のとおり
阿志岐(f)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面138に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面138に記載する表のとおり

阿志岐(2)	筑紫野市大字阿志岐、太宰府市高雄3丁目及び石穴（別紙図面139に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面139に記載する表のとおり
阿志岐(1)	筑紫野市大字阿志岐（別紙図面140に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面140に記載する表のとおり
原(3)	筑紫野市大字原（別紙図面141に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面141に記載する表のとおり
原(h)	筑紫野市大字原（別紙図面142に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面142に記載する表のとおり
原(2)	筑紫野市大字原（別紙図面143に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面143に記載する表のとおり
原(1)	筑紫野市大字原及び大字吉木（別紙図面144に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面144に記載する表のとおり
阿志岐(3)	筑紫野市大字吉木（別紙図面145に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面145に記載する表のとおり
吉木(1)	筑紫野市大字吉木及び大字大石（別紙図面146に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面146に記載する表のとおり
大石(1)	筑紫野市大字大石（別紙図面147に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面147に記載する表のとおり
大石(h)	筑紫野市大字大石（別紙図面148に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面148に記載する表のとおり
本道寺(2)	筑紫野市大字本道寺（別紙図面149に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面149に記載する表のとおり
本道寺(3)	筑紫野市大字本道寺（別紙図面150に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面150に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第298号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第

57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年5月福岡県告示第857号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若草(a)	大野城市畑ヶ坂1丁目及び若草2丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第299号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
雉ヶ尾谷	大野城市大字乙金（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
中坪谷	大野城市大字牛頸及び平野台2丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
北田谷	大野城市大字牛頸（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
児島谷	大野城市大字牛頸（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
牛頸川(1)	大野城市大字牛頸（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
牛頸(3)	大野城市牛頸3丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
若草(a)	大野城市若草2丁目及び畑ヶ坂1丁目（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。



**福岡県告示第300号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
大らか谷	大野城市大字牛頸（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
長者原谷	大野城市大字牛頸（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
釜蓋谷	大野城市大城4丁目、大城5丁目及び大字瓦田（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
雉ヶ尾谷	大野城市大字乙金（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
中坪谷	大野城市大字牛頸及び平野台2丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
北田谷	大野城市大字牛頸（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
児島谷	大野城市大字牛頸（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
牛頸川(1)	大野城市大字牛頸（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
牛頸(a)	大野城市牛頸1丁目及び牛頸2丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
牛頸(2)	大野城市牛頸3丁目及び大字牛頸（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり

畑ヶ坂	大野城市畑ヶ坂1丁目及び若草2丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
井手	大野城市大字牛頸及びつつじヶ丘4丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
つつじヶ丘	大野城市つつじヶ丘2丁目、つつじヶ丘3丁目及び南ヶ丘7丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
旭ヶ丘(a)	大野城市旭ヶ丘1丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
旭ヶ丘(b)	大野城市旭ヶ丘1丁目及び旭ヶ丘2丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
下大利(a)	大野城市下大利4丁目（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
乙金2丁目	大野城市乙金2丁目（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
唐山団地(1)	大野城市乙金東1丁目及び乙金東2丁目（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
唐山団地(2)	大野城市乙金東1丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
乙金東(a)	大野城市乙金東2丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
乙金東3丁目	大野城市乙金東3丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
中(a)	大野城市中2丁目（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
中(b)	大野城市中1丁目（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり

中	大野城市中1丁目、中2丁目及び大字中（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
牛頸(3)	大野城市牛頸3丁目（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
若草(a)	大野城市若草2丁目及び畑ヶ坂1丁目（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第301号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年6月福岡県告示第1027号北九州都市計画道路事業3・3・207号城野駅南口線及び8・7・18号歩行者専用道路15号線並びに北九州都市計画駐車場事業10号城野駅南口自転車駐車場〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成19年10月10日から平成27年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第302号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年10月福岡県告示第1663号北九州都市計画道路事業3・2・108号室町大門線〔北九州市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次

のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成22年10月25日から平成28年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

**福岡県告示第303号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡須恵町大字新原28番1先から 糟屋郡須恵町大字新原20番6先まで	10.0 ～ 15.0	174.5
			後	糟屋郡須恵町大字新原28番1先から 糟屋郡須恵町大字新原20番6先まで	25.0 ～ 36.8	

**福岡県告示第304号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡須恵町大字新原28番1先から 糟屋郡須恵町大字新原16番10先まで

**福岡県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡宇美町大字宇美2537番3先から 糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで	25.0 ～ 107.8	2,861.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2357番3先から 糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで	25.0 ～ 107.8	

**福岡県告示第306号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	筑紫野古賀線	糟屋郡宇美町宇美東1丁目2605番1先から 糟屋郡須恵町大字新原28番1先まで

**福岡県告示第307号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所  
田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の7・1881の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 解除の理由  
指定理由の消滅
  - 2(1) 解除予定保安林の所在場所  
田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の1・1881の7・1881の14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第308号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1(1) 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の7・1881の14（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

#### (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

#### (3) 解除の理由

指定理由の消滅

#### 2(1) 解除予定保安林の所在場所

田川郡添田町大字英彦山字大川邊1881の1・1881の7・1881の14（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

#### (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

#### (3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第309号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 解除に係る保安林の所在場所

豊前市大字岩屋1463の2、1528の1、1528の2

#### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

#### 3 解除の理由

指定理由の消滅

### 福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	東 上 戸 原 線	前	築上郡上毛町大字東上806番1先から 築上郡上毛町大字東上761番先まで	9.6 ～ 14.5	196.0
			後	築上郡上毛町大字東上806番1先から 築上郡上毛町大字東上761番先まで	9.6 ～ 16.5	196.0

### 福岡県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	東 上 戸 原 線	前	築上郡上毛町大字東上794番先から 築上郡上毛町大字東上803番2先まで	6.0 ～ 10.5	147.0
			後	築上郡上毛町大字東上794番先から 築上郡上毛町大字東上803番2先まで	9.8 ～ 50.0	

**福岡県告示第312号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	東 上 戸 原 線	前	築上郡上毛町大字東上1440番1先から 築上郡上毛町大字東上1418番1先まで	5.0 ～ 14.6	220.0
			後	築上郡上毛町大字東上1440番1先から 築上郡上毛町大字東上1418番1先まで	5.5 ～ 64.0	

**福岡県告示第313号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	小山田 東八田 線	前	築上郡築上町大字小山田137番1先から 築上郡築上町大字小山田142番1先まで	5.1 ～ 11.0	106.0
			後	築上郡築上町大字小山田137番1先から 築上郡築上町大字小山田142番1先まで	5.1 ～ 8.0	

**福岡県告示第314号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	小山田 東八田 線	築上郡築上町大字小山田137番1先から 築上郡築上町大字小山田142番1先まで

**福岡県告示第315号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	鬼 木 三毛門 線	前	豊前市大字堀立334番1先から 豊前市大字堀立460番2先まで	8.2 ～ 15.2	369.2
			後	豊前市大字堀立334番1先から 豊前市大字堀立460番2先まで	8.0 ～ 15.0	369.2

#### 福岡県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	鬼 木 三毛門 線	豊前市大字堀立334番1先から 豊前市大字堀立460番1先まで

#### 福岡県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	柳 川 後 線	前	柳川市三橋町柳河1040番11先から 柳川市三橋町柳河147番2先まで	7.5 ～ 96.0	1,833.0	うち県道久留米柳川線重用延長733.2メートル
			後	柳川市三橋町柳河1040番11先から 柳川市三橋町柳河147番2先まで	7.5 ～ 96.0	1,833.0	うち県道久留米柳川線重用延長733.2メートル
			後	柳川市三橋町柳河1040番11先から 柳川市三橋町柳河147番2先まで	8.2 ～ 29.5	1,371.5	

#### 福岡県告示第318号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳 川 後 線	柳川市三橋町柳河103番2先から 柳川市三橋町柳河162番1先まで

**福岡県告示第319号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	みやま市高田町岩津877番1先から みやま市高田町岩津875番1先まで

**福岡県告示第320号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	添田 赤池線	前	田川郡添田町大字庄2525番2先から 田川郡添田町大字庄2497番1先まで	9.9 ～ 14.0	100.0
			後	田川郡添田町大字庄2525番2先から 田川郡添田町大字庄2497番1先まで	12.0 ～ 14.1	100.0

**福岡県告示第321号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田 赤池線	田川郡添田町大字庄2525番2先から 田川郡添田町大字庄2497番1先まで

**福岡県告示第322号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	庄 伊田線	前	田川市白鳥町2096番1先から 田川市白鳥町2109番1先まで	10.0 ～ 21.2	153.5
			後	田川市白鳥町2096番1先から 田川市白鳥町2109番1先まで	10.0 ～ 15.0	153.5

**福岡県告示第323号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	庄伊田線	田川市白鳥町2096番1先から 田川市白鳥町2109番1先まで

**福岡県告示第324号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川桑野線	田川市大字伊田3640番1先から 田川市白鳥町2238番1先まで

**福岡県告示第325号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川桑野線	田川郡川崎町大字川崎2764番1先から 田川郡川崎町大字川崎2765番1先まで

**福岡県告示第326号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	香春糸田線	田川市大字楠581番1先から 田川市大字楠597番2先まで

**福岡県告示第327号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田小石原線	田川郡添田町大字添田1027番1先から 田川郡添田町大字添田1013番7先まで



**福岡県告示第328号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	八女春線	田川郡添田町大字添田919番先から 田川郡添田町大字添田1025番2先まで

**福岡県告示第329号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	小郡市力武1095番1先から 小郡市三沢2316番1先まで

**福岡県告示第330号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧

に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡線	前	糟屋郡粕屋町大字仲原2701番3先から 糟屋郡粕屋大字仲原2399番1先まで	25.0 ～ 44.7	1,758.3
			後	糟屋郡粕屋町大字仲原2701番3先から 糟屋郡粕屋大字仲原2272番11先まで	25.0 ～ 43.0	1,773.7

**福岡県告示第331号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡線	糟屋郡粕屋町大字仲原2701番3先から 糟屋郡粕屋大字仲原2272番11先まで

**福岡県告示第332号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 太宰府 線	前	糟屋郡宇美町光正寺1丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美6丁目3795番10先まで	7.5 ～ 24.5	1,415.7
			前	糟屋郡宇美町光正寺1丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美6丁目3795番10先まで	8.3 ～ 58.0	1,692.0
			後	糟屋郡宇美町光正寺1丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美6丁目3795番10先まで	7.5 ～ 24.5	1,415.7
			後	糟屋郡宇美町光正寺1丁目4574番3先から 糟屋郡宇美町宇美6丁目3795番10先まで	8.3 ～ 32.6	1,692.0

## 福岡県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月31日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福 岡	福 岡 太宰府 線	糟屋郡宇美町大字宇美4336番3先から 糟屋郡宇美町宇美6丁目3885番1先まで

## 福岡県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 植 木 線	前	大牟田市大字勝立484番2先から 大牟田市大字勝立438番1先まで	11.4 ～ 32.0	398.0
			後	大牟田市大字勝立484番2先から 大牟田市大字勝立438番1先まで	11.4 ～ 34.0	398.0

## 福岡県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 植 木 線	大牟田市大字勝立484番2先から 大牟田市大字勝立438番1先まで

## 福岡県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 高田線	前	大牟田市大字宮崎1809番1先から 大牟田市大字宮崎741番1先まで	6.7 ～ 38.2	210.0
			後	大牟田市大字宮崎1809番1先から 大牟田市大字宮崎741番1先まで	6.7 ～ 38.2	

**福岡県告示第337号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	大牟田市大字宮崎1809番1先から 大牟田市大字宮崎741番1先まで

**福岡県告示第338号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	倉 永 三 池線	前	大牟田市大字宮崎743番1先から 大牟田市大字宮崎1797番1先まで	11.0 ～ 15.0	130.0
			後	大牟田市大字宮崎743番1先から 大牟田市大字宮崎1797番1先まで	11.0 ～ 13.5	

**福岡県告示第339号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	倉 永 三 池線	大牟田市大字宮崎743番1先から 大牟田市大字宮崎1797番1先まで

**福岡県告示第340号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	飯 江 長 田 線	前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田760番6先まで	4.0 ～ 24.0	2,223.4
			前	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田878番2先まで	11.0 ～ 32.0	2,276.0
			後	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田760番6先まで	4.0 ～ 24.0	2,223.4
			後	みやま市瀬高町本吉2022番1先から みやま市瀬高町長田878番2先まで	10.5 ～ 34.0	2,276.0

#### 福岡県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年3月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間

南筑後	飯 江 長 田 線	みやま市瀬高町大草1001番1先から みやま市瀬高町大草1061番2先まで
-----	--------------	--

#### 福岡県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	渡 瀬 停車場 線	前	みやま市高田町濃施419番1先から みやま市高田町濃施377番1先まで	14.6 ～ 26.0	123.3
			後	みやま市高田町濃施419番1先から みやま市高田町濃施374番先まで	14.6 ～ 14.6	114.3

#### 福岡県告示第343号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 上伊原
- 2 区域の所在地 田川郡添田町大字添田字火渡
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
田川郡添田町大字添田字火渡	3045番1	1号から3号まで及び15号から18号まで
〃	3044番1	4号
〃	3043番	5号から10号まで
〃	3039番地先道路敷	11号
〃	3041番地先道路敷	12号
〃	3041番	13号
〃	3042番地1先道路敷	14号

#### 福岡県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年7月福岡県告示第1214号夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
筑前町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
夜須都市計画下水道事業夜須公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成6年6月15日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年3月福岡県告示第3381号宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
宮若市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮田都市計画下水道事業宮田公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成13年5月2日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成24年福岡県告示第541号の事業地に、次の区域を加える。  
宮若市宮田字浮洲、字弁鳥、字片鋒の各字の一部  
宮若市本城字本白の字の一部  
宮若市磯光字久林原、字迎野、字野入、字高尾の各字の一部  
宮若市鶴田字鍋田の字の一部
  - (2) 使用の部分  
なし

#### 福岡県告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成25年7月福岡県告示第1132号筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示

する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

筑紫野市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑紫野都市計画下水道事業筑紫野公共下水道

3 事業施行期間

昭和51年1月10日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成25年福岡県告示第1132号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する  
筑紫野市大字若江、大字下見、大字隈、大字西小田、大字原田の各大字の一部

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第347号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年10月福岡県告示第1655号久山都市計画下水道事業久山公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

久山町

2 都市計画事業の種類及び名称

久山都市計画下水道事業久山公共下水道

3 事業施行期間

平成3年12月27日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第1655号の事業地に次の区域を加える

糟屋郡久山町大字山田字古野谷、字杏谷、字黒川、字椿河内、字藤川、字三ノ浦、字二ノ浦、字一ノ浦、字法立、字前城谷、字名子山、字井手口、字狭浦、字六反田及び字大谷の各字の一部

平成20年福岡県告示第1655号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する  
糟屋郡久山町大字久原字高橋の一部

糟屋郡久山町大字山田字南ヶ浦、字南、字小河内、字格井原、字石切、字八反坪、字滑石及び字荒河原の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

**福岡県告示第348号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年9月福岡県告示第1513号福岡都市計画下水道事業粕屋公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称

粕屋町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業粕屋公共下水道

3 事業施行期間

昭和62年12月26日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成20年福岡県告示第1513号より変更なし

(2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第349号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年11月福岡県告示第1814号福岡都市計画下水道事業志免公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 施工者の名称  
志免町

2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画下水道事業志免公共下水道

3 事業施行期間  
昭和62年12月26日から平成29年3月31日まで

4 事業地  
(1) 収用の部分  
平成20年福岡県告示第1814号の事業地のうち次の地内において事業地を変更する  
糟屋郡志免町大字吉原字雑具田の一部

(2) 使用の部分  
なし

**福岡県告示第350号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年9月福岡県告示第1512号篠栗都市計画下水道事業篠栗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施工者の名称  
篠栗町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
篠栗都市計画下水道事業篠栗公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成2年12月19日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
平成20年福岡県告示第1512号の事業地に変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

**公 告**

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市大字牛頸1178番59、1181番2から1181番5まで、1181番7、1188番4及び1188番7並びに横峰一丁目1183番3、1183番4及び1183番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大野城市大字牛頸1181番地3  
社会福祉法人 聖ヶ丘会  
理事長 鈴木 信彦

**公告**

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配送等業務の委託について、

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 調達内容

### (1) 調達役務の名称及び数量

#### ア 名称

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配送等業務の委託

#### イ 数量

入札仕様書による。

### (2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

### (3) 契約期間

契約締結日から平成27年5月31日まで

### (4) 納入場所

入札仕様書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年4月23日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05（運送）又は13-11（その他）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

### (2) 過去2年間に同種・同程度の業務実績を有する者

### (3) (2)の同種・同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、配送とする。

イ 同程度の基準は、100箇所以上への配送とする。

### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

## 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

## 6 入札説明書の交付

### (1) 期間

平成26年3月28日（金）から平成26年4月23日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

### (2) 場所

4の部局とする。

## 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 8 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

### (1) 提出場所

4の部局とする。

### (2) 受領期限

平成26年4月23日（水）午後5時00分

### (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 9 開札の場所及び日時



- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁行政15号会議室（行政棟地下1階）

- (2) 日時  
平成26年4月24日（木）午前10時00分

#### 10 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

見積金額（平成25年度配送等実績箇所数3,090か所にそれぞれの入札単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

##### (2) 契約保証金

契約金額（平成25年度配送等実績箇所数3,090か所にそれぞれの契約単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

#### 12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

**公告**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第2項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第2項の規定により次のように公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
小倉駅南口東地区市街地再開発組合
- 2 施行地区  
北九州市小倉北区京町三丁目、浅野一丁目及び博労町の各一部
- 3 事務所の所在地  
北九州市小倉北区京町三丁目7番13号
- 4 設立認可の年月日  
平成26年3月14日
- 5 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法  
福岡県公報に登載するほか、施行地区内の組合が適当と認める場所に掲示して行う。
- 7 事業施行予定期間  
事業計画認可の公告の日から平成29年3月まで

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
宗像市くりえいと北土地区画整理組合

- 2 事務所の所在地  
宗像市くりえいと二丁目3番1号
- 3 設立認可の年月日  
平成20年12月17日
- 4 変更の内容  
事業施行期間を次のように変更する。  
(変更前) 平成21年1月7日から平成26年3月31日まで  
(変更後) 平成21年1月7日から平成27年3月31日まで
- 5 変更認可の年月日  
平成26年3月12日

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
県内全域	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

**公告**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

基本測量（空中写真撮影・オルソ作成）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市早良区、久留米市、八女市、行橋市、豊前市、糸島市、筑紫郡那珂川町、八女郡広川町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町、築上郡築上町	平成26年2月28日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（復旧測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市東区美和台3丁目、4丁目地内	平成26年2月14日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成26年2月25日

## 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により岡垣町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 測量の種類

公共測量（日本測地系から世界測地系への座標変換）

## 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
遠賀郡岡垣町の一部	平成26年1月27日

## 公告

解散した清算法人赤熊土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
下田 玉利	田川市大字伊田4887番地1
永野 安彦	田川市大字伊田4889番地
篠原 孝則	田川市大字伊田5043番地

**公告**

小郡土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

**退任理事**

氏名	住所
中嶋 巖	小郡市大崎289番地15

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
赤熊土地改良区	平成26年3月17日

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

北九州市	平成23年度から平成24年度まで	地籍図及び地籍簿	若松区赤崎町、大字小石、上原町、小石本村町、下原町、原町、深町二丁目の各一部及び西小石町の全部	平成26年3月17日
行橋市	平成24年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	大橋二丁目の一部	平成26年3月17日
田川郡福智町	平成54年度から平成25年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部	平成26年3月17日

**公告**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第14条の3第3項及び第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

登録番号	氏名	事務所の所在地
03401630	赤坂 信幸	福岡県久留米市北野町稲数 471 番地 22

2 聴聞期日及び場所

平成26年4月9日 午前10時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階企画・地域振興部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ろうあ工房つつじ

(2) 代表者の氏名

山本 由紀子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市高良内町666番地

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、主にコミュニケーションに障害を持つ聴覚言語障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などに関する事業を行うとともに、地域住民に対しても障害者への理解を深めるために、手話の普及などの啓発事業を行うことで、障害者福祉に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、主にコミュニケーションに障害を持つ聴覚言語障害者に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業や就労支援などに関する事業を行うとともに、地域住民に対しても障害者への理解を深めるために、手話の普及などの啓発事業を行うことで、障害者福祉に寄与することを目的とする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年2月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(変更後)

特定非営利活動法人新宮みどりの会

(変更前)

特定非営利活動法人新宮芝生の会

(2) 代表者の氏名

山田 哲也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県糟屋郡新宮町三代905番地15

(4) 定款に記載された目的

(変更後)

この法人は、学校、及び幼稚園・保育所などの施設に対して、芝生などによる緑化を推進するための総合的な企画、調査及び設計や事業を行い、また防犯パトロール活動などを通じて地域住民の安全の確保や被害の未然防止等に努め加えて広報活動や自治体、学校などの行政機関等への働きかけ、研修会の開催を通じて悩みや問題を抱える児童・生徒及び保護者への適切な対応や児童・生徒の自立支援や社会参加の実現を目指すとともに、学校、自治体、警察等の関係者や地域住民などと連携し、生活・教育環境などの充実や向上を図ることにより社会教育や安全安心なまちづくりの推進、環境の保全、こどもの健全育成等の公益の増進に寄与する事を目的とする。

(変更前)

この法人は、学校、及び幼稚園・保育所などの施設に対して、芝生などによる緑化を推進し、その実現のための総合的な企画・調査・設計や実施事業を推進すると共に、学校等関係者や地域住民との連携を行い、生活・教育環境の充実・向上をはかることで、社会教育の推進、まちづくりの推進、スポーツの振興、環境の保全、子供の健全育成等の公益の増進に寄与する事を目的とする。

**公告**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称  
宗像市くりえいと北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
宗像市くりえいと二丁目3番1号
- 3 設立認可の年月日  
平成20年12月17日
- 4 変更の内容
  - (1) 組合の役員の定数を次のように変更する。  
(変更前) 理事6人、監事3人  
(変更後) 理事5人、監事2人
  - (2) 役員の選出方法について、任期満了時の立候補者数が定員に満たなかった場合における規定を追加する。
- 5 変更認可の年月日  
平成26年3月12日

**公告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事

業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第511号	栗原直宏	八女市矢部村 矢部5224	種穂 苗木	栗原直宏	八女市矢部村 矢部 5224
福岡県第512号	谷口利彦	八女市星野村 18860-6	種穂 苗木	谷口利彦	八女市星野村 18860-6
福岡県第513号	梶原正治	八女市星野村 18600	種穂 苗木	梶原正治	八女市星野村 18600

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県健康増進法施行細則（平成15年福岡県規則第34号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部健康増進課に備え置きます。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由  
本規則の改正は、国からの通知に伴う規定の整理（様式の変更）に係るもので、従来から報告を求めていた事項の明確化を図るとともに、形式や用語の整理等を行うものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の軽微な変更に該当することから、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。
- 2 規則の公布日  
平成26年3月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

八女市山内字下帰路女喜1025番2、字中帰路女喜1055番1、1055番3、1055番4、1056番10から1056番19まで、1057番2から1057番4まで、1058番1、1058番2、1060番3、1060番5、1060番7から1060番10まで、1061番1、1061番2、1061番5、1061番8、1061番10、1062番1、1062番2、1063番1から1063番6まで、1064番3、1064番4、1069番1、1069番3から1069番10まで、1070番1から1070番3まで、1071番、1072番、1073番1から1073番3まで、1074番、1075番1から1075番3まで、1079番1から1079番3まで、1079番5、1080番、1081番1、1081番2、1082番1から1082番9まで、1083番2から1083番5まで、1086番、1087番3から1087番7まで、1089番1、1089番3及び1091番3、字上帰路女喜1091番5から1091番8まで、1124番1、1125番1から1125番3まで、1125番6から1125番9まで、1126番2から1126番4まで、1127番1、1127番2、1127番4から1127番6まで、1128番2から1128番5まで、1129番2、1129番5から1129番9まで、1132番2、1132番5、1132番6、1134番4、1134番6、1134番7、1136番1、1136番3、1136番4、1137番2、1137番3、1138番8、1141番1、1141番10、1141番14、1141番18、1141番19、1142番1、1142番9、1142番10、1142番13、1151番1、1151番2、1154番3、1155番1並びにこれらの区域内における道・水路の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女市黒木町桑原292-2

八女森林組合

代表理事組合長 田島 富士雄

公告

次の加入区において平成22年3月福岡県告示第562号により発生した指定漁船を普通

損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成26年3月26日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 久間田加入区

公告

平成25年度福岡県ふぐ処理師試験（平成26年2月25日実施）の合格者を次のように発表する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
2	17	37	51	76	103
3	18	38	54	78	105
4	19	39	55	81	106
5	20	40	56	83	108
6	21	41	57	89	110
7	22	42	58	90	111
9	23	43	60	91	114
10	24	44	61	92	115
11	25	45	62	93	116
12	27	46	63	94	119
13	30	47	64	95	120
14	32	48	66	96	123
15	34	49	69	98	125
16	35	50	73	101	126

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
直方市知古三丁目11番1及び11番3から11番51まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
北九州市小倉北区鍛冶町一丁目1番1号  
積水ハウス 株式会社 北九州支店  
支店長 田中 好一郎

#### 公告

福岡県建築基準法施行細則の一部を改正する規則案について、平成26年1月28日から平成26年2月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成26年3月28日に公布しました。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課指導係

電話：092-643-3721

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

#### 公告

田川郡大任町大字大行事丹波地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 退任理事

氏名	住所
中村 克利	田川郡大任町大字大行事1183番地

#### 2 就任理事

氏名	住所
梶原 敏彦	田川郡大任町大字大行事1238番地2

#### 公告

次のとおり都市公園の区域を変更するので、福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）第16条の規定により公告する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称  
筑後広域公園
- 2 位置  
筑後市大字津島及び大字尾島並びにみやま市瀬高町本郷及び長田地内
- 3 区域  
別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課、福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所及び福岡県八女県土整備事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日  
平成26年4月1日

#### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月28日



福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成26年3月13日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス前原東店

(2) 所在地 福岡県糸島市浦志二丁目300番1ほか

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年11月14日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,405平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	49

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物南側	6
建物敷地南側	10
合計	16

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南側	50

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内東側	10.07

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南側及び西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年3月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパーセンタートライアル田川後藤寺店

(2) 所在地 福岡県田川市大字位登1767-1

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**教育委員会****福岡県教育委員会告示第5号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条に規定する博物館として平成26年3月28日  
下記施設を登録したので告示する。

平成26年3月28日

福岡県教育委員会

施設名	所在地	設置者
福岡市埋蔵文化財センター	福岡市博多区井相田2丁目1-94	福岡市教育委員会

**公告**

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案について、平成26年2月7日から平成26年3月10日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成26年3月28日に公布しました。

平成26年3月28日

福岡教育委員会

**問合せ先**

福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係

電話：092-643-3891

メールアドレス：kkyoshoku@pref.fukuoka.lg.jp

**公安委員会****福岡県公安委員会告示第81号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年福岡県条例第30号）第4条第1項第4号の規定に基づき、同号の日及び地域を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月28日

福岡県公安委員会

指 定 す る 日	地 域
平成26年5月3日～平成26年5月4日	福岡市の全地域
平成26年7月1日～平成26年7月15日	
平成26年7月18日～平成26年7月20日	北九州市の全地域
平成26年7月25日～平成26年7月27日	
平成26年8月2日～平成26年8月3日	久留米市の全地域
平成26年8月3日～平成26年8月5日	

**雑 報****福岡北九州高速道路公社公告第3号**

平成24年7月17日付福岡北九州高速道路公社公告第2号「福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間」の内容の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成26年3月28日

福岡北九州高速道路公社  
理事長 山中 義之

1 「2 料金の額(3)」を次のように改める。

(3) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、料金の額及び下記3に掲げる割引後の料金の額については、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

2 「3 割引をする自動車及び割引率(1)イ」を次のように改める。

イ 割引率

料金の額の20%とする。ただし、割引後の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

3 「3 割引をする自動車及び割引率(2)イ①」を次のように改める。

イ 割引率

① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引後の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

区 分	時 間 帯	割 引 率
平 日 (月曜日～金曜日)	0：00以後～7：00前 22：00以後～24：00前	10%
土 曜 日	0：00以後～7：00前	10%
	7：00以後～22：00前	5%
	22：00以後～24：00前	10%
日曜日及び祝日	0：00以後～24：00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

4 「3 割引をする自動車及び割引率(5)イ」を次のように改める。

イ 割引率

料金の額の39%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、1円単位の端数処理を行うものとする。

5 「3 割引をする自動車及び割引率(6)イ」を次のように改める。

イ 割引率

料金の額の50%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、10円単位の端数処理を行うものとする。

6 「5 実施期日」を次のように改める。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る事項は、平成26年4月1日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第4号

平成20年10月31日付福岡北九州高速道路公社公告第8号「北九州高速道路に係る料金

及び料金の徴収期間」の内容の一部を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成26年3月28日

福岡北九州高速道路公社

理事長 山中 義之

1 「2 料金の額(1)」を次のように改める。

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき次の料金とする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 952.38円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 476.19円

2 「2 料金の額」に(4)として次を加える。

(4) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、料金の額及び下記3に掲げる割引後の料金の額については、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

3 「3 割引をする自動車及び割引率(1)イ①」を次のように改める。

イ 割引率

① 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引後の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。

区 分	時 間 帯	割 引 率
平 日 (月曜日～金曜日)	0：00以後～7：00前 22：00以後～24：00前	10%

土曜日	0:00以後～7:00前	10%
	7:00以後～22:00前	5%
	22:00以後～24:00前	10%
日曜日及び祝日	0:00以後～24:00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

4 「3 割引をする自動車及び割引率(4)イ」を次のように改める。

イ 割引率

料金の額の39%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、1円単位の端数処理を行うものとする。

5 「3 割引をする自動車及び割引率(5)イ」を次のように改める。

イ 割引率

料金の額の50%以下とする。ただし、割引後の料金の額は、10円単位の端数処理を行うものとする。

6 「5 実施期日(1)、(2)」を削り、次のように改める。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る事項は、平成26年4月1日から実施するものとし、それまでの間は従前のおりとする。

**西日本宝くじ事務協議会告示第1号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2115回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2115回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5

3 発売総額及び通数 700,000,000円  
10万通 35組

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成26年4月1日から  
平成26年4月15日まで

6 抽せん日 平成26年4月17日

7 当せん金支払開始日 平成26年4月22日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	100,000円	105本
4 等	50,000円	700本
5 等	1,000円	35,000本
6 等	200円	350,000本
春爛漫賞	10,000円	3,500本

9 注意事項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第2号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2116回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2116回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成26年4月8日から  
平成26年4月22日まで
- 6 抽せん日 平成26年4月24日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年4月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	6本
3等	100,000円	60本
4等	10,000円	600本
5等	3,000円	6,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第3号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2117回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2117回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年4月16日から  
平成26年4月29日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年4月16日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	25本
2等	100,000円	50本
3等	50,000円	100本
4等	1,000円	15,100本
5等	200円	250,000本
完封賞	10,000円	12,500本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第4号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2118回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2118回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円  
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成26年4月30日から  
平成26年5月13日まで
- 6 抽せん日 平成26年5月15日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年5月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	34本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	105本

4等	10,000円	700本
5等	5,000円	7,000本
6等	1,000円	35,000本
7等	100円	350,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第5号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2119回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2119回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年5月14日から  
平成26年5月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年5月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	5本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	1,000本
4等	500円	29,750本
5等	200円	250,000本
猛打賞	5,000円	25,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2120回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2120回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年5月28日から  
平成26年6月10日まで

6 当せん金支払開始日 平成26年5月28日

## 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	50本
2等	100,000円	100本
3等	10,000円	1,000本
4等	3,000円	25,000本
5等	1,000円	30,350本
6等	200円	250,000本

## 8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2121回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2121回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円

- 5 発売期間 平成26年6月4日から  
平成26年6月17日まで
- 6 抽せん日 平成26年6月19日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年6月24日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
1等の前後賞	2,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	6本
3等	100,000円	90本
4等	10,000円	900本
5等	5,000円	6,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第8号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2122回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2122回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成26年6月11日から  
平成26年6月24日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年6月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	50本
2等	50,000円	100本
3等	10,000円	500本
4等	500円	29,800本
5等	200円	250,000本
ベストピッチング賞	5,000円	25,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第9号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2123回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長



の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2123回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年6月18日から  
平成26年7月1日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成26年7月3日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年7月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	6本
3 等	100,000円	60本
4 等	30,000円	300本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	200円	300,000本
幸運の女神賞	10,000円	6,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第10号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2124回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2124回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成26年6月25日から  
平成26年7月8日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成26年7月10日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年7月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	3,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	24本
2 等	1,000,000円	4本
3 等	100,000円	75本
4 等	10,000円	500本
5 等	3,000円	5,000本
6 等	1,000円	25,000本
7 等	100円	250,000本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第11号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2125回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2125回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年7月9日から  
平成26年7月22日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年7月9日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	100本
2 等	50,000円	200本
3 等	10,000円	500本
4 等	3,000円	25,000本

5 等	1,000円	35,350本
6 等	250円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第12号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2126回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2126回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年7月23日から  
平成26年8月5日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年7月23日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	5,550,000円	5本
2 等	100,000円	200本

3	等	10,000円	2,165本
4	等	3,000円	25,000本
5	等	1,000円	30,850本
6	等	200円	250,000本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第13号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2127回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2127回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年7月26日から  
平成26年8月12日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成26年8月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年8月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	60,000,000円	1 本
1 等 の 前 後 賞	10,000,000円	2 本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	29 本
2 等	1,000,000円	9 本
3 等	100,000円	120 本
4 等	30,000円	600 本
5 等	1,000円	30,000 本
6 等	200円	300,000 本
夏・キラキラ賞	10,000円	6,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第14号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2128回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2128回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成26年8月27日から  
平成26年9月9日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成26年9月11日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年9月16日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	30,000,000円	1本
1等の前後賞	1,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	60本
4 等	10,000円	900本
5 等	3,000円	6,000本
6 等	1,000円	30,000本
7 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第15号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2129回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2129回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
250万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成26年9月3日から  
平成26年9月16日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成26年9月3日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	300,000円	80本
2 等	50,000円	100本
3 等	10,000円	540本
4 等	500円	31,000本
5 等	200円	250,000本
ナイスバッティング賞	5,000円	25,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第16号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2130回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成26年3月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2130回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成26年9月17日から  
平成26年9月30日まで
- 6 抽せん日 平成26年10月2日
- 7 当せん金支払開始日 平成26年10月7日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	7,770,000円	3本
2等	70,000円	300本
3等	7,000円	3,000本
4等	1,000円	30,000本
5等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。